

エネルギー環境負荷低減推進設備（新エネルギー利用設備等）
仕様等確認制度の実施要領（木質バイオマス発電設備・熱供給装置）

1 本要領の適用

この要領は、設備ユーザーが、自ら取得又は製作若しくは建設したエネルギー環境負荷低減推進設備について、当該設備の仕様等を確認する場合に適用する。

2 定義

- (1) この要領において「エネルギー環境負荷低減推進設備」とは、平成23年6月30日財務省告示第219号別表1「新エネルギー利用設備等」のうち、番号6「1木質バイオマス発電設備」及び「2木質バイオマス熱供給装置」をいう。
- (2) この要領において「設備ユーザー」とは、エネルギー環境負荷低減推進設備を取得等し、環境関連投資推進税制の適用を受けようとする者をいう。

3 確認

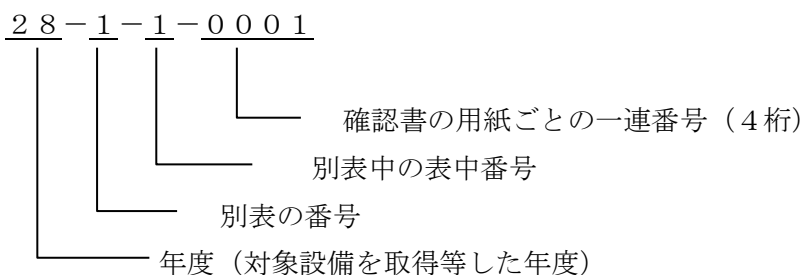
- (1) 設備ユーザーは、確認書の申請に当たっては、事業の用に供した日以降にエネルギー環境負荷低減推進設備仕様等確認申請書（様式1）に必要事項を記載のうえ、所要の添付書類とともに一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会（以下「協会」という。）に提出し、その控えを保管するものとする。
- (2) 設備ユーザーが使用した燃料区分の確認に当たっては、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度における「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、認定事業者から発行される燃料の由来及び数量等を明確にした証明書（以下「バイオマス証明書」という。）により行うものとし、燃料利用の該当要件については、年間の利用量のうち、ガイドラインにおける「間伐材等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」の利用率が80%を超えていることとする（少数点第2位未満を四捨五入）。
- (3) 設備ユーザーは、事業の用に供した日から1年間（以下「供用開始年」という。）及びその翌年の1年間に使用した燃料の実績について、「エネルギー環境負荷低減推進設備仕様等確認に係る木質バイオマス使用状況報告書兼確認書」（様式2）にて年毎に取りまとめて協会へ提出するものとし、協会より確認書が交付されるまでの間、その控えを保管するものとする。

なお、使用した燃料については、納品書等（「バイオマス証明書」及びそれ以外の燃料供給者からの納品書）を書証として、燃料の由来（間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、建設資材廃棄物等の種類）ごとに数量等の使用実績について取りまとめるものとする。

- (4) 協会は、様式1及び供用開始年分を取りまとめた様式2より、設備ユーザーの記載する設備の概要、供用開始年における燃料の使用実績について、添付書類の内容をもとに当該内容が該当要件を充足することの確認を行い、整理番号等を記入した上で、確認書を設備ユーザーに送付する。

なお、整理番号は年度（毎年4月1日から翌年3月31日までとする。）の次に設備の種類を表す数字を付すものとし、次の例による。

[整理番号のつけ方]



(5) 協会は、供用開始年の翌年分を取りまとめた様式2より、燃料の使用実績について、添付書類の内容をもとに、当該内容が該当要件を充足することの確認を行い、確認書を設備ユーザーに送付する。

なお、整理番号は(4)で付した番号と同番号を付して送付するものとする。

(6) 林野庁は、協会に対し、四半期(4月1日～6月30日、7月1日～9月30日、10月1日～12月31日、1月1日～3月31日)ごとの確認書の発行状況を、エネルギー環境負荷低減推進設備仕様等確認書発行状況報告書(様式3)及び関係書類の写しにより報告させることができる。

(7) 設備ユーザーは、供用開始以後5カ年分の使用した燃料について、バイオマス証明書等の納品書等を保管するとともに、燃料の月別の使用状況を年毎に取り纏めて保管しておくものとする。

(8) 協会は、確認等に当たり内容に疑義が生じた場合には、林野庁と協議の上、処理するものとする。

4 実施期日

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

以上

(参 考)

確認制度の仕組み

